

平成 20 年 9 月 24 日

住友三井オートサービス株式会社

新リース会計基準対応商品が好調

会計上だけでなく税務上も賃貸借処理可能

住友三井オートサービス株式会社(加藤浩則社長、東京都新宿区)が独自に開発し、平成20年4月より取扱を開始した、特定の法人顧客とのリース契約がオペレーティング・リース取引になる自動車リース新商品「プライム」が好評で、すでに一万台を超える車両への導入が見込まれています。

< プライム >

本来的に解約不能であるリース取引に一定の「解約可能期間」を設けることによって、リース会計基準が定めるフルペイアウト判定上の「解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値」を引き下げ、結果的に取得価額(購入代価)の90%をはるかに下回ることにより、全件オペレーティング・リース取引に判定されるリース商品です。

自動車リースは、中古車市場の確立により、満了時の予想売却価格(残存価額)を高くすることができるため、基本的にオペレーティング・リース取引になりやすいのが特徴だが、同社は、すべての使用車両を賃貸借処理することを希望する顧客向けの商品作りに成功しました。

新しいリース会計基準が導入された4月以降、上場企業や会社法上の大会社(資本金5億円以上または負債額200億円以上)は、ファイナンス・リース取引と判定されたリース契約の会計処理について、原則として売買処理を行い、資産計上や減価償却手続を余儀なくされることとなりました。

例外的に、リース料総額が300万円以下のリース契約等は、ファイナンス・リース取引であっても重要性の観点から、会計上賃貸借処理が可能であるが、その場合も税務上は売買処理を行うことになり、リース料にかかわる消費税はリース取引開始時に一括計上しなければなりません。(図表参照)

「プライム」は、すべてのリース契約がオペレーティング・リース取引となるため、税務上も賃貸借処理することが可能であり、会計・税務の両面で解決策を求める企業からの引合いが相次いでいる状況です。

住友三井オートサービスでは、リース契約における解約不能期間計算システム及びリース取引区分判定システムに関して、ビジネスモデル特許を出願済みで、オリジナル商品として今後も積極的に推進してきます。

なお、平成 20 年 3 月までに締結されたリース契約については、そのまま引き続き賃貸借処理の継続適用が認められているため、「プライム」の適用は新規・入替案件に限定されますが、すでに一万台を超える車両への導入が見込まれています。

【図表】

	オペレーティング・リース取引	ファイナンス・リース取引	
		300 万円以下(*1)	
会計処理	賃貸借処理	売買処理	賃貸借処理
税務(消費税)処理	賃貸借処理	売買処理	
(*2)	リース開始時	消費税 60,000 / 未払金 60,000	
	毎月のリース料支払日	リース料 20,000 / 現金 20,000 消費税 1,000 / 現金 1,000	リース料 20,000 / 現金 20,000 未払金 1,000 / 現金 1,000

*1 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引

*2 消費税処理の仕訳は、リース期間 5 年・月額リース料 20,000 円・リース料総額 1,200,000 円の場合

以上

本件(ニュースリリース)に関するお問い合わせ先

住友三井オートサービス株式会社 / 商品企画部 三谷(03-3660-8223)